

資

料

目

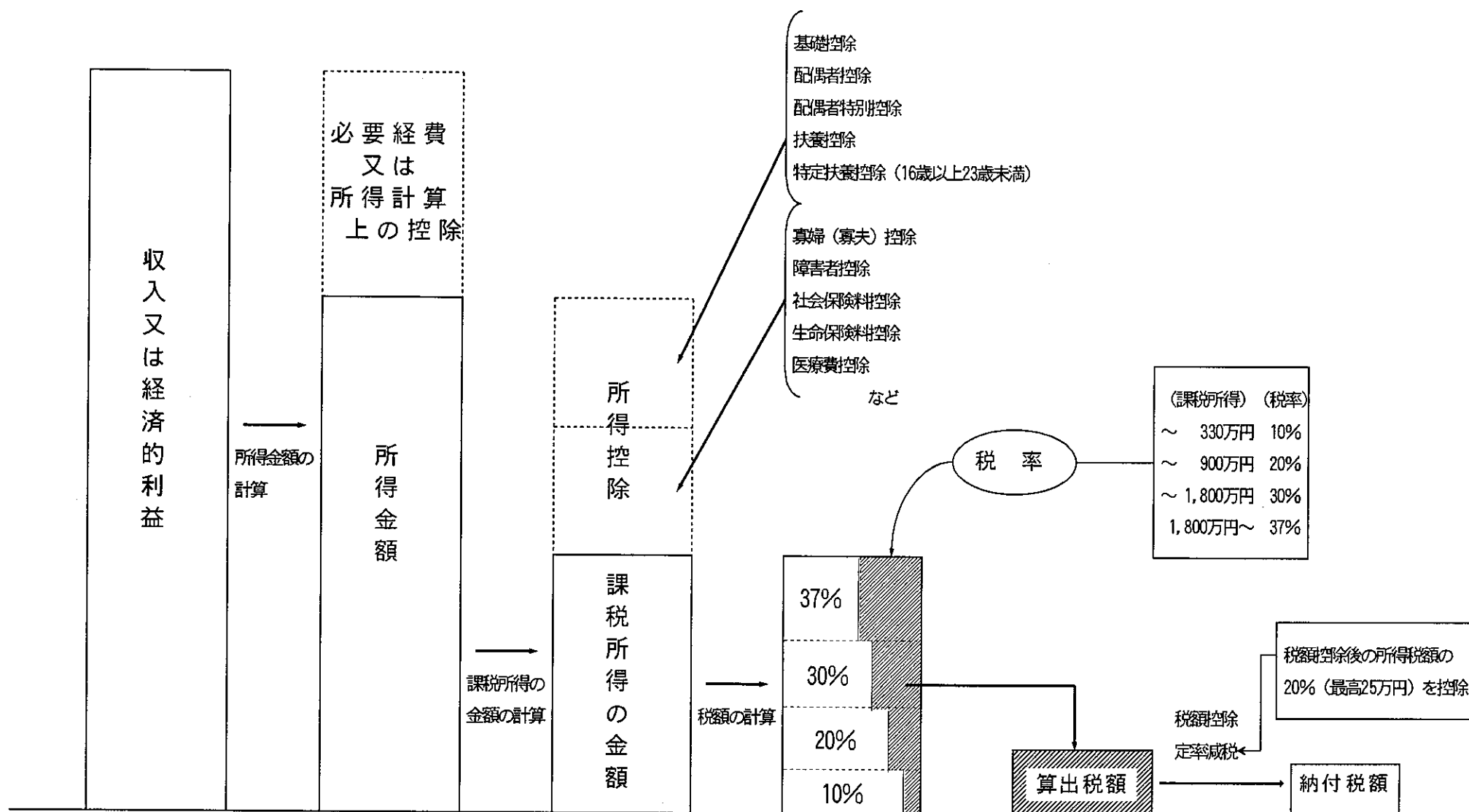
次

・ 所得税の基本的な仕組み	1
・ 個人所得課税の仕組み（概念図）	2
・ 国税・地方税の内訳（平成12年度予算額）	3
・ 国民負担率の内訳の国際比較	4
・ 租税負担率の内訳の国際比較（国税＋地方税）	5
・ 税収の構成等について（平成12年度予算）	6
・ 所得税の推移（イメージ図）	7
・ 所得税・個人住民税所得割の推移（イメージ図）	8
・ 所得税の国際比較	9
・ 主要国における所得税（国税）の税率（最高税率～最低税率、段階）の推移	10
・ 所得税・個人住民税の実効税率の国際比較（夫婦子2人の給与所得者）	11
・ 所得税・個人住民税の実効税率（夫婦子2人の給与所得者）	12
・ 給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較	13
・ 主要国の個人所得税収	15
・ 給与収入階級別の所得税の納税者数、給与総額及び所得税額のシェア （平成10年分「民間給与の実態」から）	16
・ 日本の家計の所得格差（第5分位／第1分位）	17
・ アメリカの家計の所得格差（第5分位／第1分位）	18
・ 各種統計におけるジニ係数の推移	19
・ ジニ係数に係る高齢化要因について	21
・ ジニ係数に係る単独世帯の割合の高まりについて	22
・ 夫の所得階層別妻の有業率	23
・ 男性の年齢内賃金格差	24
・ 大卒男性の年齢内賃金格差	25

・ 大卒男性の年功賃金の動向	26
・ 女性パート労働者の女性フルタイム労働者に対する賃金・雇用比率	27
・ 世帯構成に応じた課税最低限の状況	28
・ 日本と主要諸外国の所得税の課税最低限	29
・ 課税最低限の内訳及び算出方法	30
・ 課税単位の類型	31
・ 課税単位についての各国比較	32
・ 課税単位についての各国の沿革	33
・ 主要国の課税単位と基礎的な人的控除	34
・ 所得税・個人住民税の人的控除等一覧	35
・ 基礎的な人的控除額等の推移（所得税）	36
・ 世帯構成の状況	37
・ 世帯構成の推移	38
・ 配偶者控除・配偶者特別控除の沿革	39
・ 配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み	40
・ パート世帯の税負担の状況（夫婦子2人のサラリーマン世帯）	41
・ 各種制度における扶養親族等の年間収入等限度額	42
・ 雇用者総数に占める女性の割合等の推移	43
・ 男女共同参画社会基本法（抄）	44
・ 扶養控除の概要	45
・ 扶養控除の沿革	46
・ 主要国における扶養控除等	47
・ 特別な人的控除の概要	48
・ 各種人的控除の適用状況（平成10年分）	49
・ その他の所得控除制度の概要（所得税）	50
・ 各種所得控除の適用状況（平成10年分）	51
・ 租税特別措置による減収額（26,540億円）の内訳（平成12年度ベース）	52
・ 各種所得の対象・計算方法	53

・ 給与所得者の所得税額計算のフローチャート	54
・ 就業の雇用化の進展	55
・ 雇用形態別雇用者数（役員を除く）の推移	56
・ 給与所得控除制度（給与収入に応じた給与所得控除額）	57
・ 給与収入に応じた給与所得控除額	58
・ 給与所得者の必要経費等についての各国の制度の概要	59
・ 給与所得者の特定支出控除	60
・ 主要国における給与所得者を対象とした必要経費申告制度の概要	61
・ 勤労者（標準世帯）の年間収入 5 分位階級別 1 世帯当たり 給与所得控除額と勤務に関連する経費と思われる支出金額	63
（参考）勤労者世帯（標準世帯）の年間収入 5 分位階級別 1 世帯当たり 品目別年間支出金額調（平成10年）	64
・ 退職所得の課税方式	65
・ モデル退職金の支給状況と退職所得控除額、所得税額・個人住民税額	66
・ 各国における退職金課税	67
・ 事業所得（イメージ図）	68
・ 事業所得者に係る各種控除	69

所得税の基本的な仕組み



個人所得課税の仕組み（概念図）

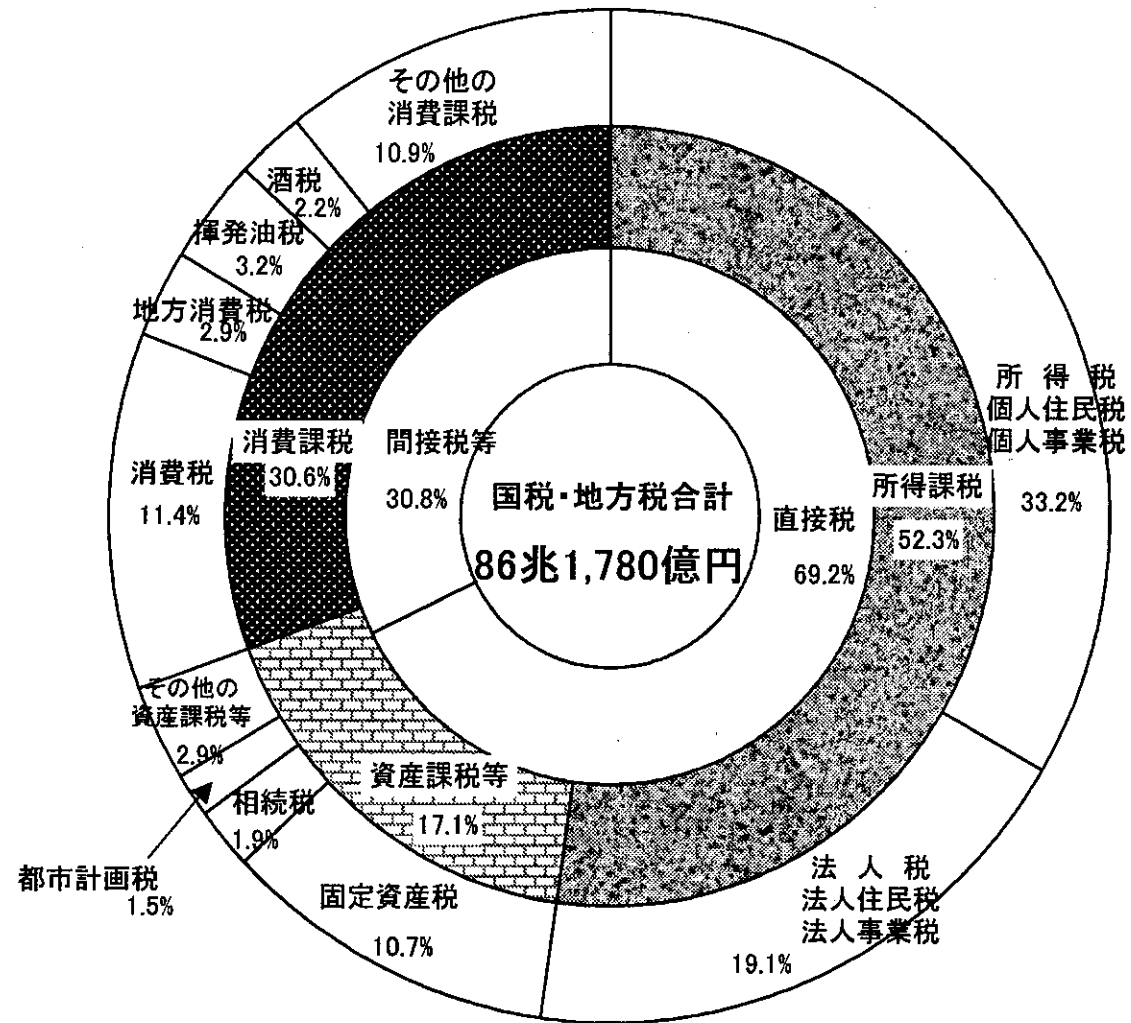
収 入

経 費	基礎的な人的控除 <u>世帯人数 × 38万円</u> （住民税：33万円） 等	その他の控除	課 税 所 得
-----	--	--------	---------

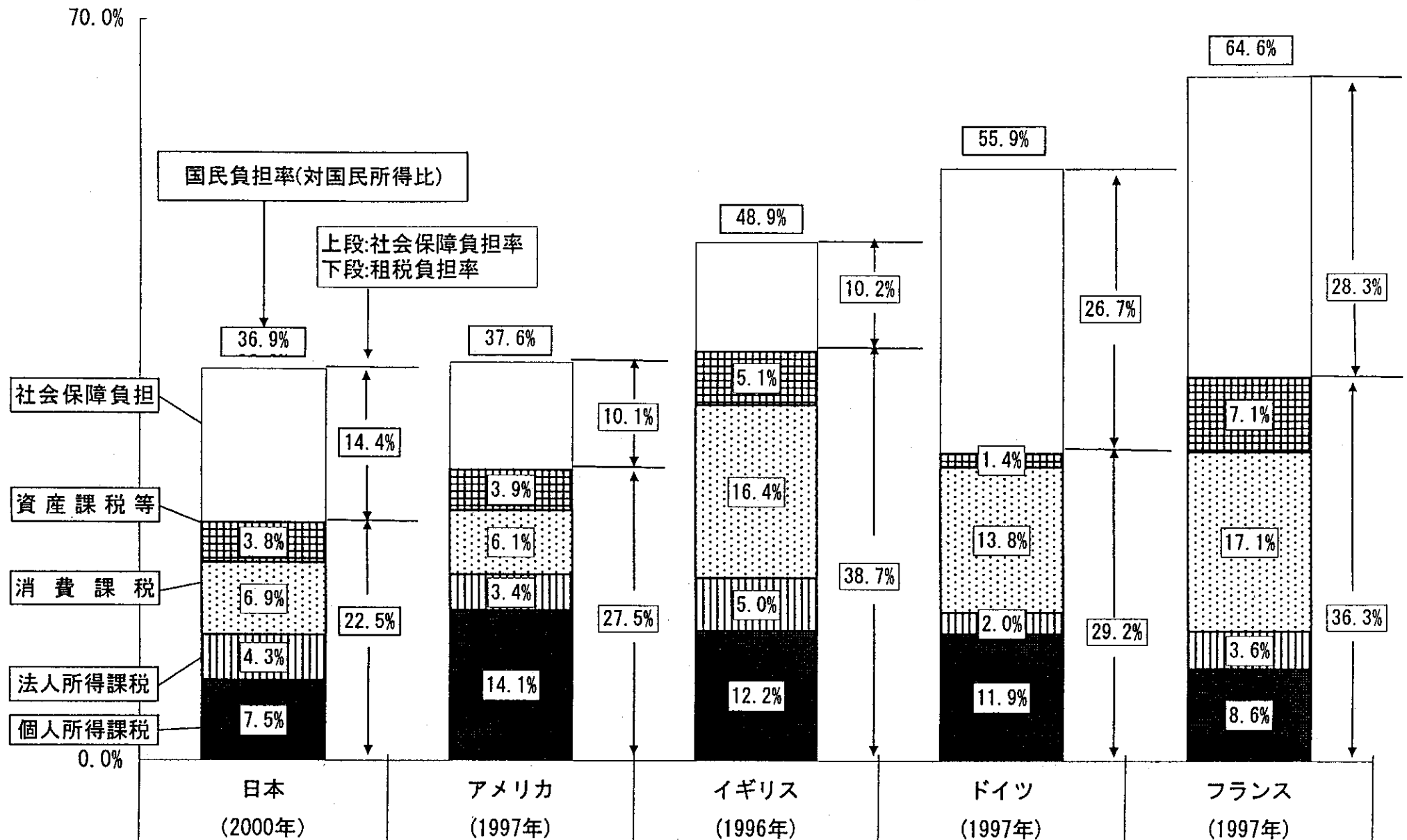


× 累進税率 = 税 額

国税・地方税の内訳(平成12年度予算額)



国民負担率の内訳の国際比較



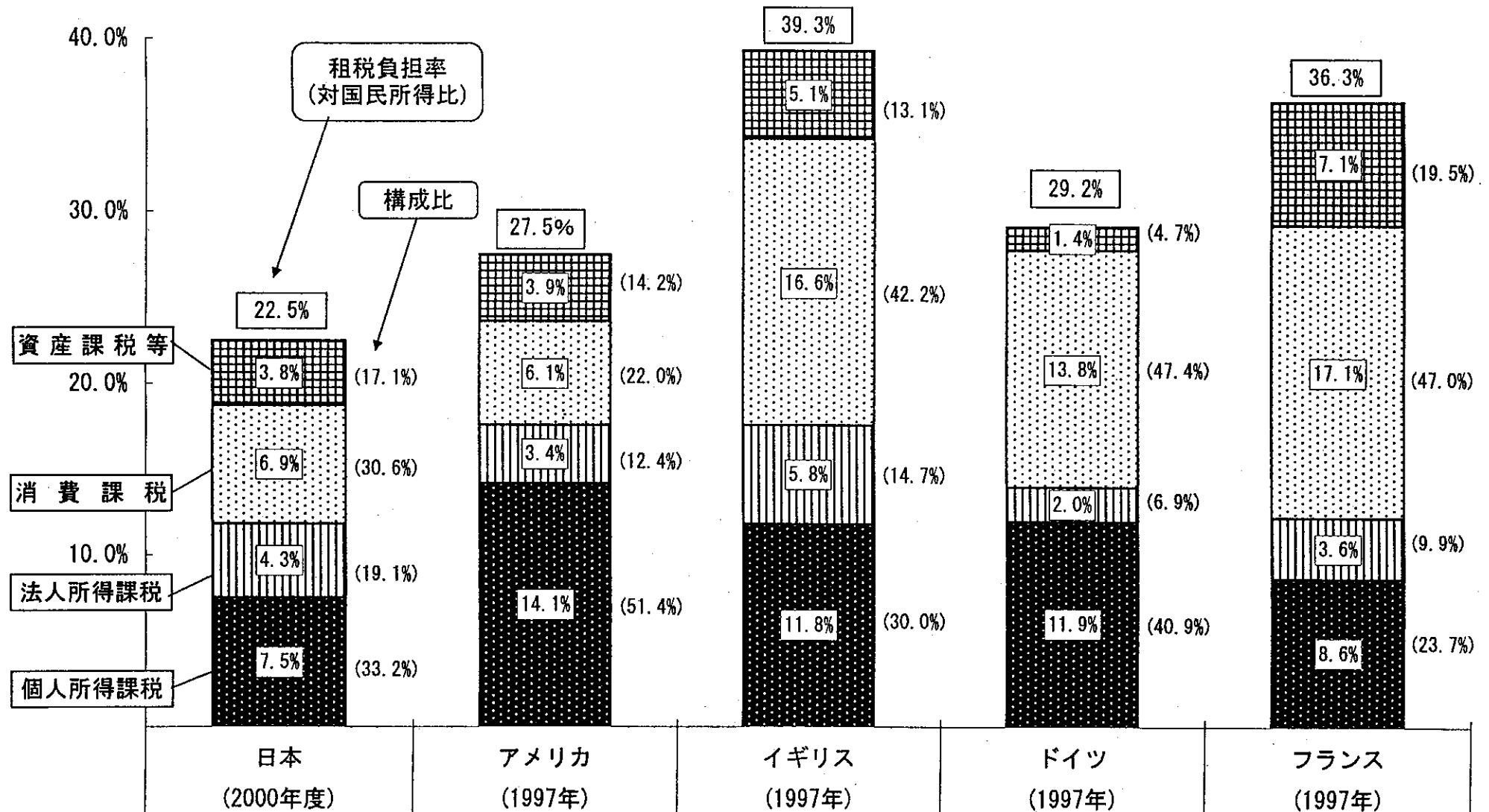
(注) 1. 日本は12年度当初予算ベース。日本以外は、「Revenue Statistics 1965-1998 (OECD)」、「National Accounts (OECD)」及び各国資料により作成。

2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得を含む。

3. 日本の法人所得課税の租税負担率(4.3%)の内訳は国税2.6%、地方税1.7%

租税負担率の内訳の国際比較 (国税+地方税)

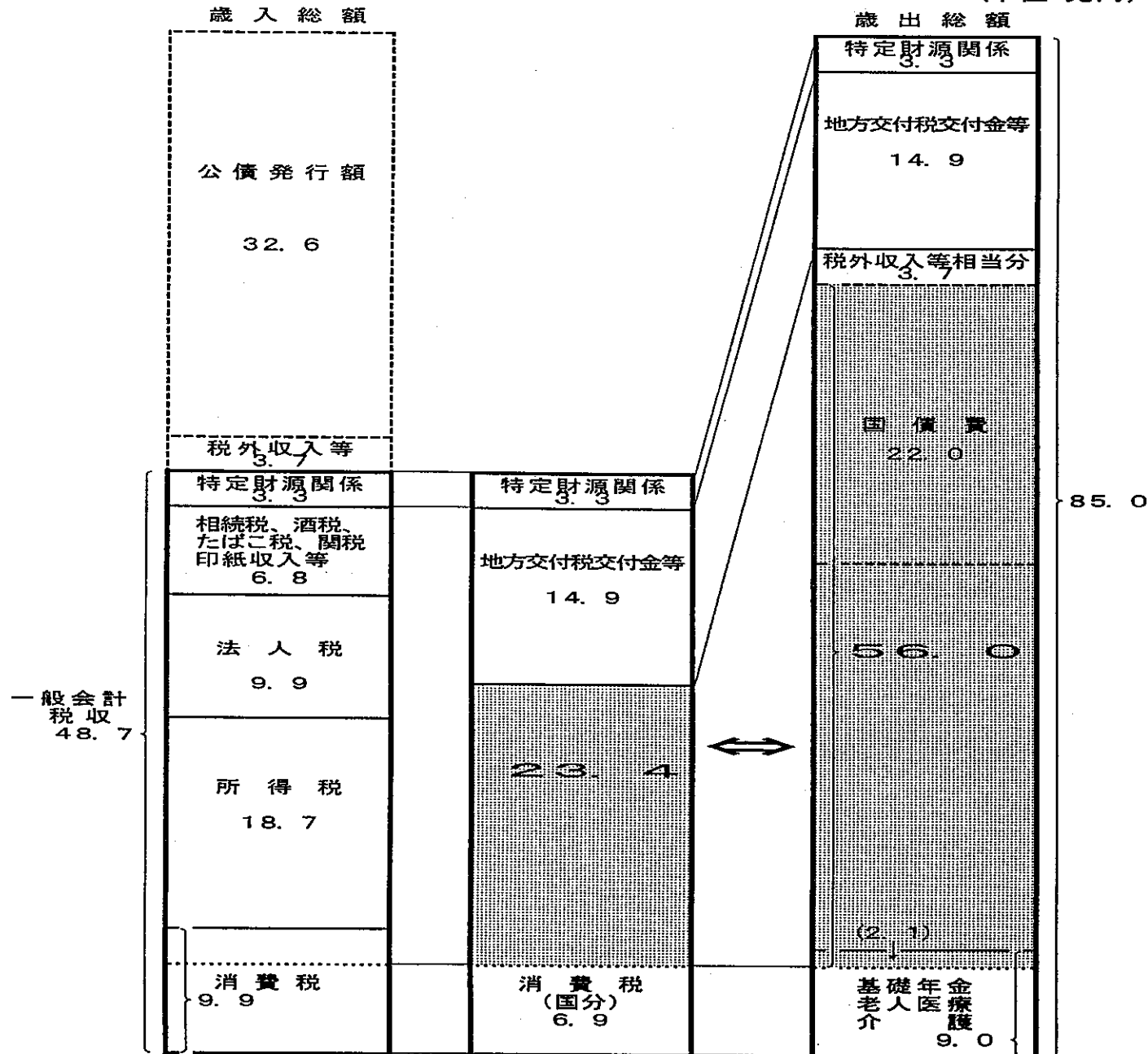
わが国の租税負担率は主要先進国中、最も低い水準にあります。
特に個人所得課税と消費課税の負担率が低いことが特徴です。



- (注) 1. 日本は12年度当初予算ベース。日本以外は、「Revenue Statistics (OECD)」等により作成。
 2. 所得課税には資産性所得を含む。
 3. 日本の法人所得課税の租税負担率 (4.3%) の内訳は国税2.6%、地方税1.7%。

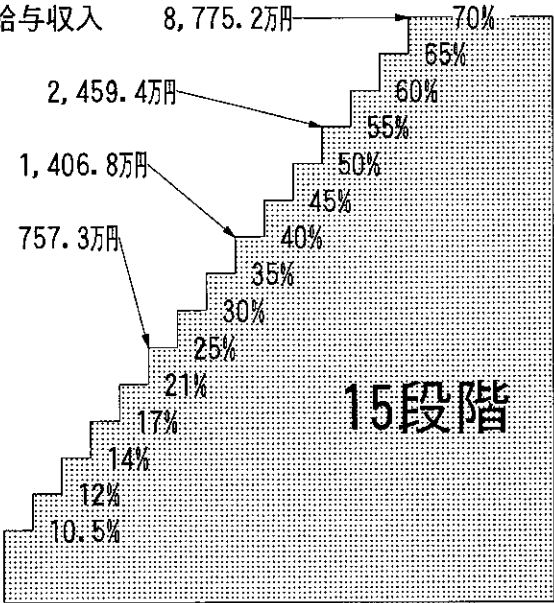
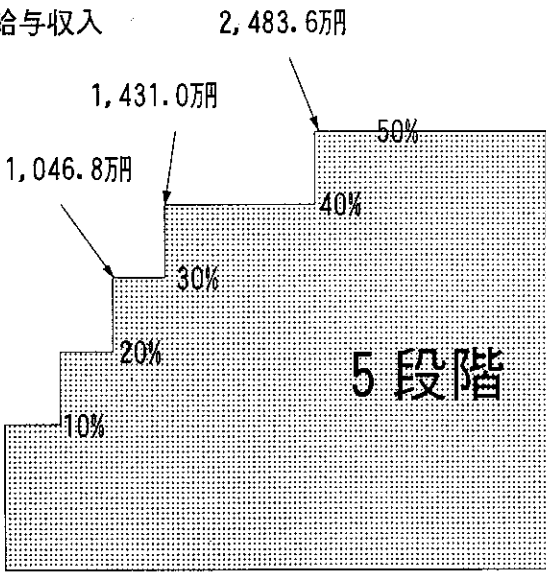
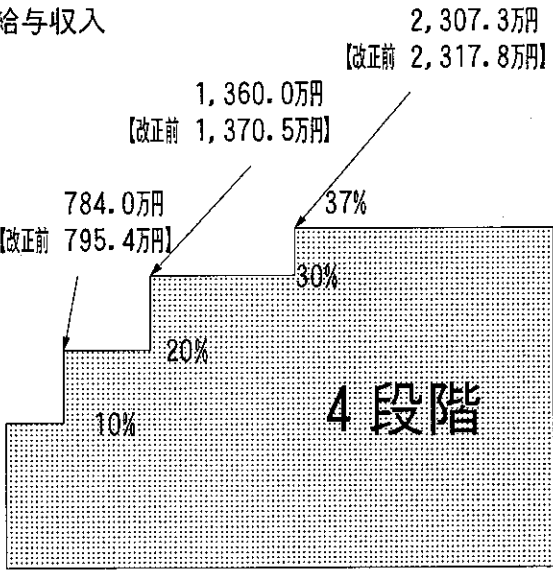
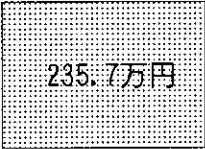
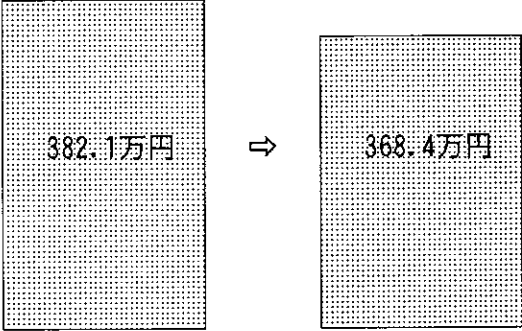
税収の構成等について（平成12年度予算）

（単位：兆円）



（注）計数は、それぞれ四捨五入によっているの、端数において合計とは合致しないものがある。

所得税の推移（イメージ図）

	昭和62年 9 月・63年12月抜本改革前（61年）	抜本改革後～平成 6 年11月税制改革前までの間	現 行
税 率 構 造			
課 税 最 低 限	（夫婦 給与子 所2 得人 者の 場合） 		（改正前） （改正後） 

所得税・個人住民税所得割の推移（イメージ図）

	昭和62年 9 月・63年12月抜本改革前（61年）	抜本改革後～平成 6 年11月税制改革前までの間	現 行
税 率 構 造	88% 所得税+個人住民税 所得税 個人住民税	給与収入 2,483.6万円 65% 55% 45% 35% 30% 20% 15% 所得税+個人住民税 所得税 個人住民税	給与収入 2,307.3万円 【改正前 2,317.8万円】 50% 43% 33% 30% 20% 15% 所得税+個人住民税 所得税 個人住民税
課 税 最 低 限	（夫婦子2人者の場合） 235.7 万円 (191.2 万円)	327.7 万円 (284.9 万円)	（改正前） （改正後） 382.1 万円 368.4 万円 (309.5 万円) (309.5 万円)

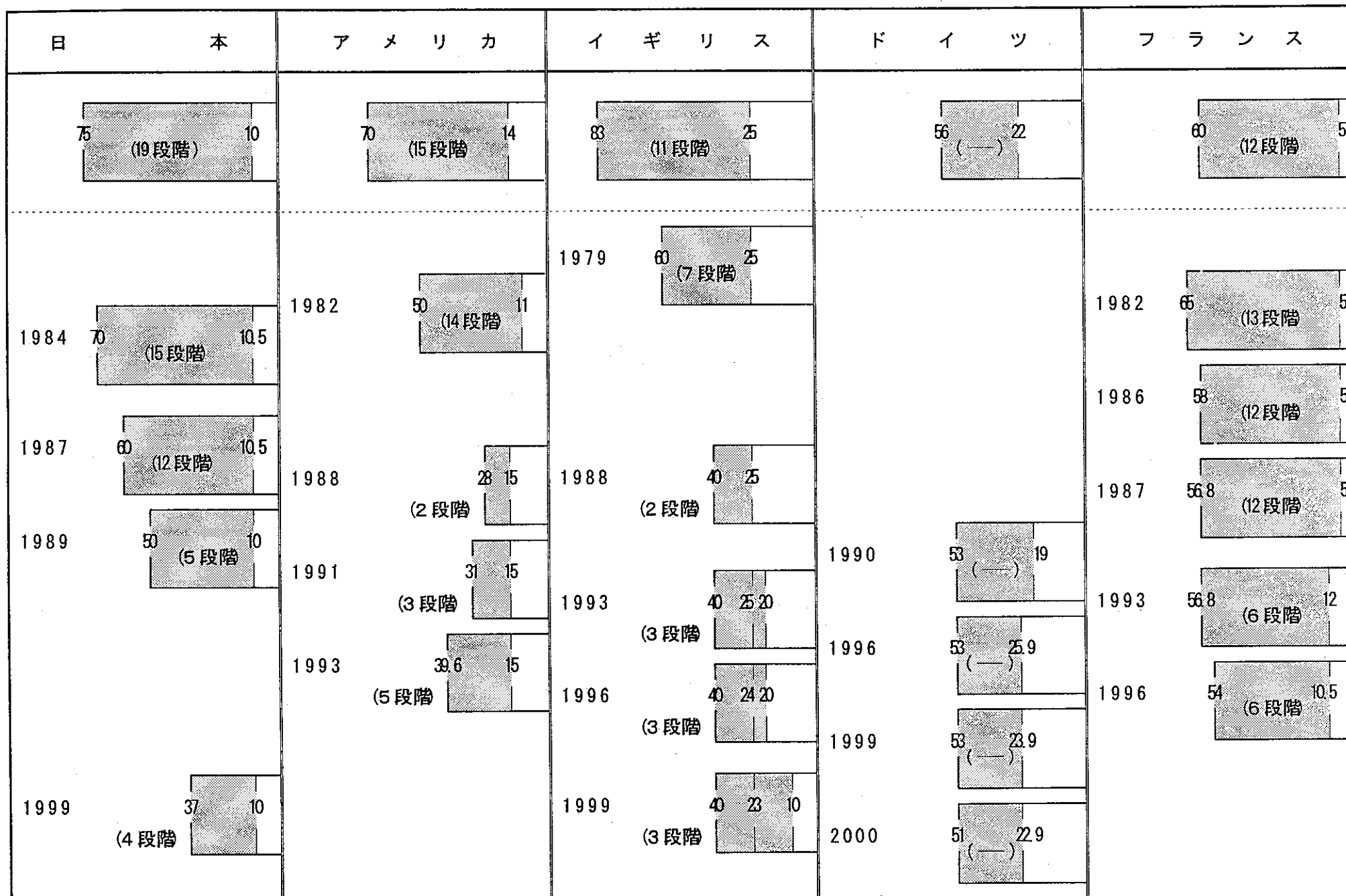
（注）課税最低限の欄の（ ）は個人住民税である。

所得税の国際比較

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
税 率 構 造	4 段階 (注) 上記に加えて、個人住民税（税率5～13% 3段階）が課されている。	5 段階 (注) 上記に加えて、州、郡、市等の地方所得税（例：ニューヨーク州 税率4～6.85%、5段階）が課されている。	3 段階 (注) 地方税はない。	方程式 (注) 連邦・州・市町村の共有税である。なお、上記に加えて、連帯付加税（税額の5.5%、95年導入、連邦税）が課されている。	6 段階 (注) 地方税はない。
課 税 最 低 限	(改正前) (改正後)				

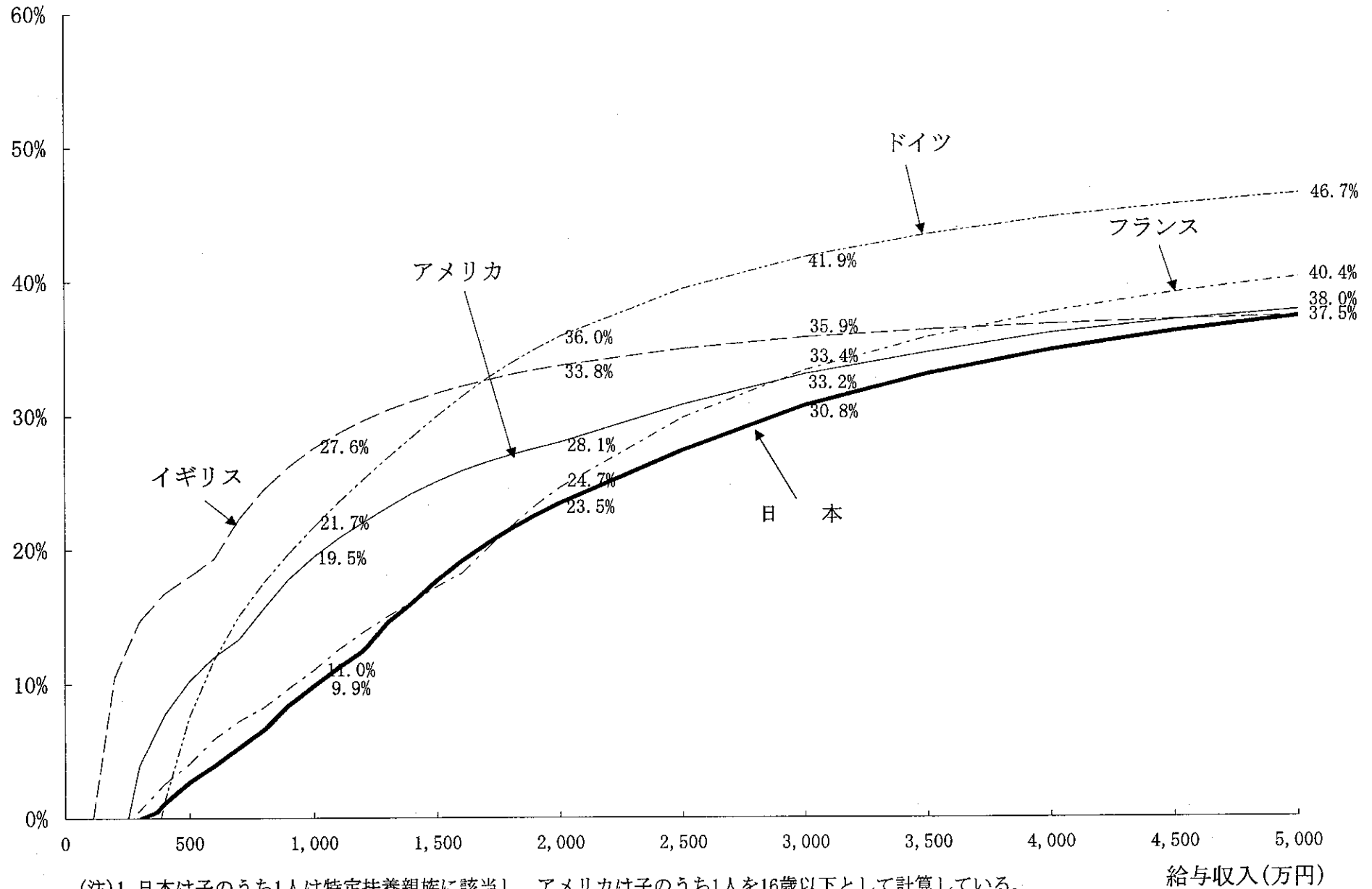
- (注) 1. 課税最低限は夫婦2人（日本は子のうち1人は特定扶養親族に該当、1人は16歳未満とし、アメリカは子のうち1人を16歳以下としている）の給与所得者の場合である。
2. 諸外国は2000年1月1日現在。換算レートは、アメリカ1ドル=112円、イギリス1ポンド=180円、ドイツ1マルク=60円、フランス1フラン=18円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成11年6月から平成11年11月までの実勢相場の平均値）。
3. 各国の消費税（付加価値税）の標準税率は、日本5%（地方消費税1%を含む）、イギリス17.5%、ドイツ16%、フランス20.6%である。アメリカについては、州、郡、市により小売売上税が課されている（例：ニューヨーク市8.25%）。

主要国における所得税（国税）の税率（最高税率～最低税率、段階）の推移



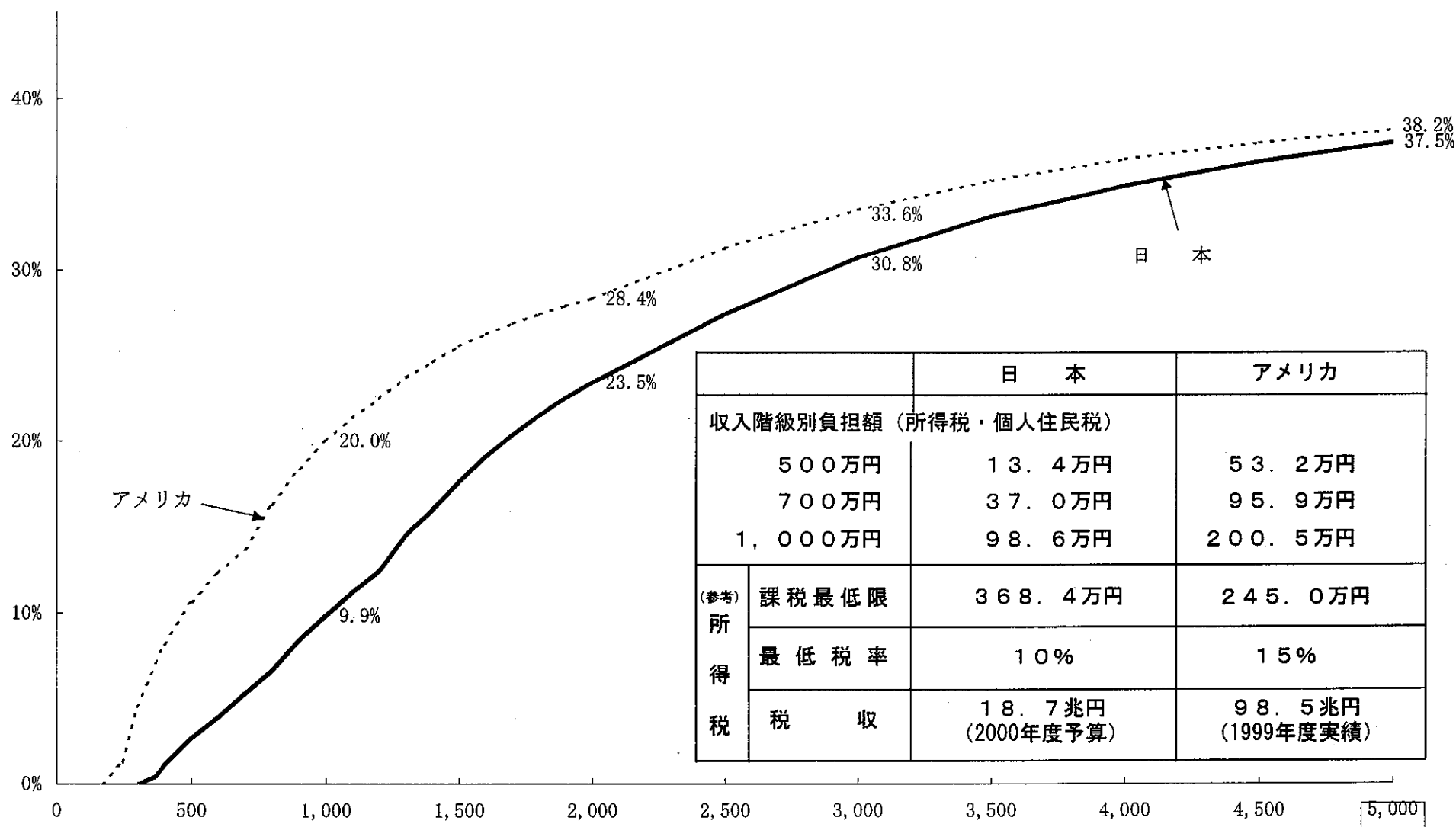
（注）グラフの左の数字は適用年を示している。

所得税・個人住民税の実効税率の国際比較（夫婦子2人の給与所得者）



- (注)1. 日本は子のうち1人は特定扶養親族に該当し、アメリカは子のうち1人を16歳以下として計算している。
 2. 換算レートは、1ドル=112円、1ポンド=180円、1マルク=60円、17フラン=18円。
 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成11年6月から平成11年11月までの実勢相場の平均値)
 3. 表中の数値は、給与収入1,000万円、2,000万円、3,000万円及び5,000万円の場合の各国の実効税率である。

所得税・個人住民税の実効税率（夫婦子2人の給与所得者）

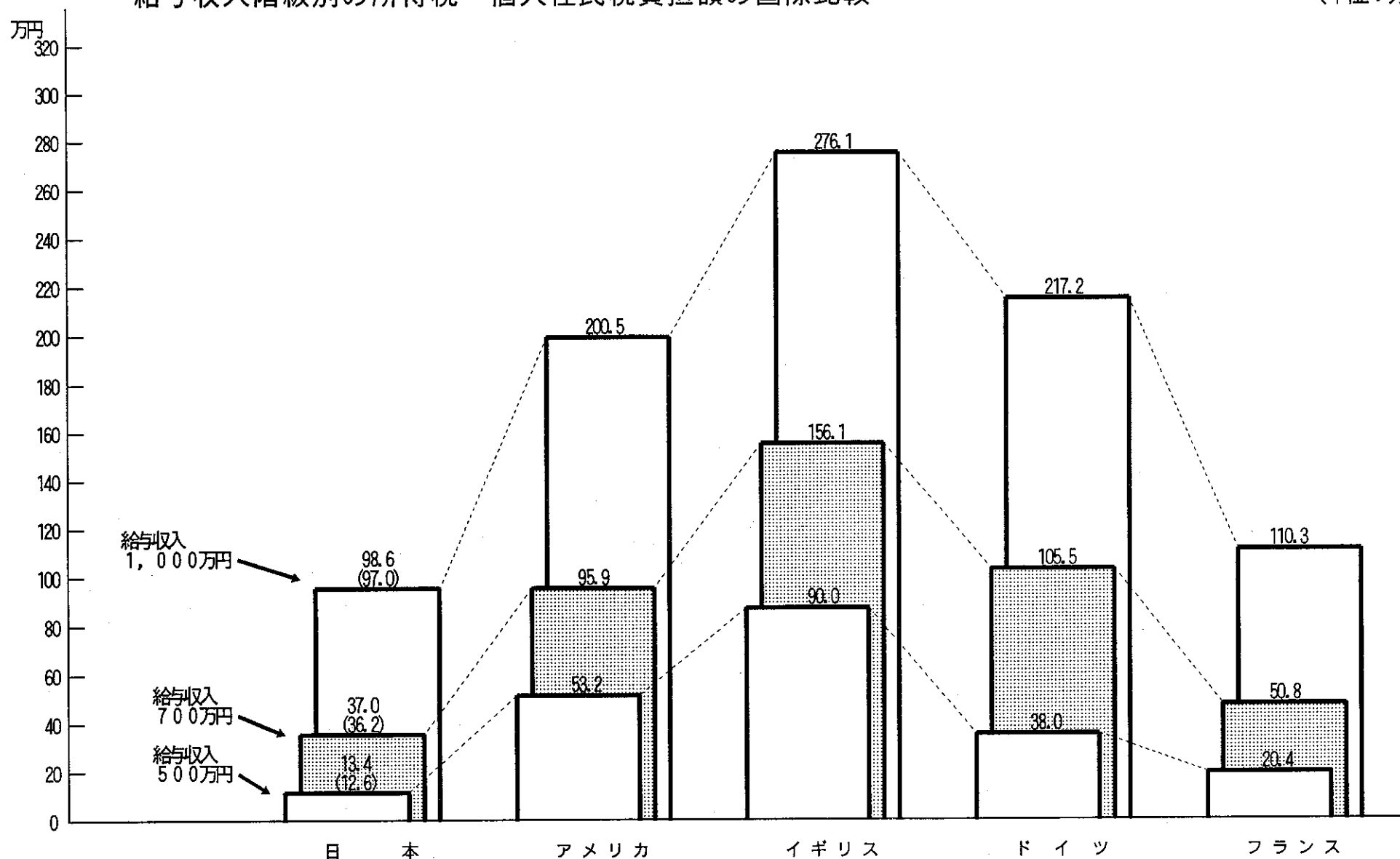


- (注) 1. 日本は子のうち1人は特定扶養親族に該当し、アメリカは子のうち1人を16歳以下として計算している
 2. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の個人所得税を例にしている。
 3. 換算レートは、1ドル=112円（基準外国為替相場：平成11年6月から平成11年11月までの実勢相場の平均値）。
 4. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円、3,000万円及び5,000万円の場合の実効税率である。

給与収入(万円)

給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較

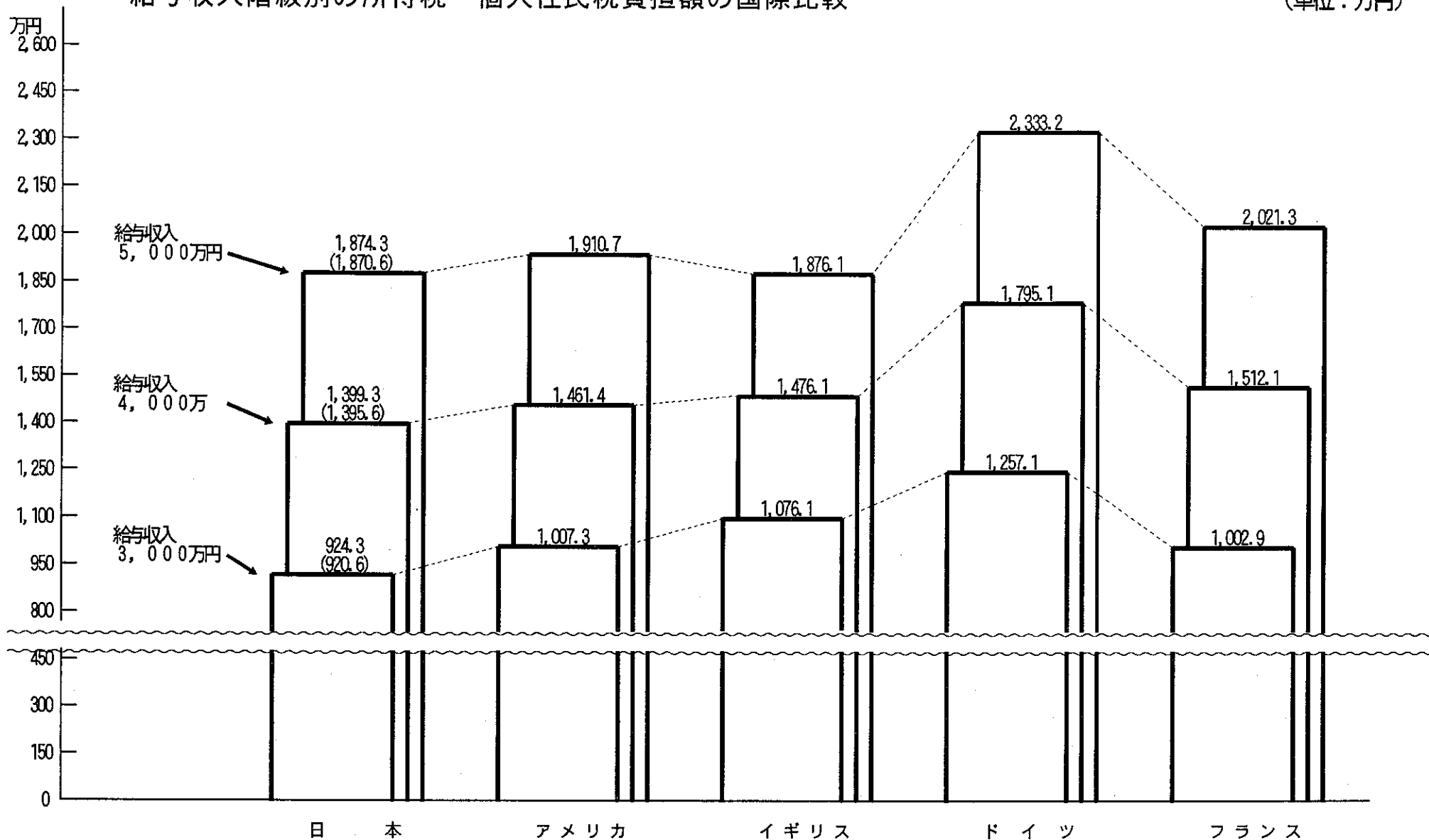
(単位：万円)



- (注) 1. 夫婦2人（日本は子のうち1人は特定扶養親族に該当し、1人は16歳未満とし、アメリカは子のうち1人を16歳以下としている。）のサラリーマンの場合である。
 2. () 書は平成12年度改正前の負担額である。
 3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
 4. 邦貨換算は次のレートによる。1ドル=112円、1ポンド=180円、1マルク=60円、1フラン=18円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成11年6月から平成11年11月までの実勢相場の平均値）

給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較

(単位：万円)



- (注) 1. 夫婦2人（日本は子のうち1人が特定扶養親族に該当し、1人は16歳未満とし、アメリカは子のうち1人を16歳以下としている。）のサラリーマンの場合である。
 2. () 書は平成12年度改正前の負担額である。
 3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
 4. 邦貨換算は次のレートによる。1ドル＝112円、1ポンド＝180円、1マルク＝60円、1フラン＝18円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成11年6月から平成11年11月までの実勢相場の平均値）